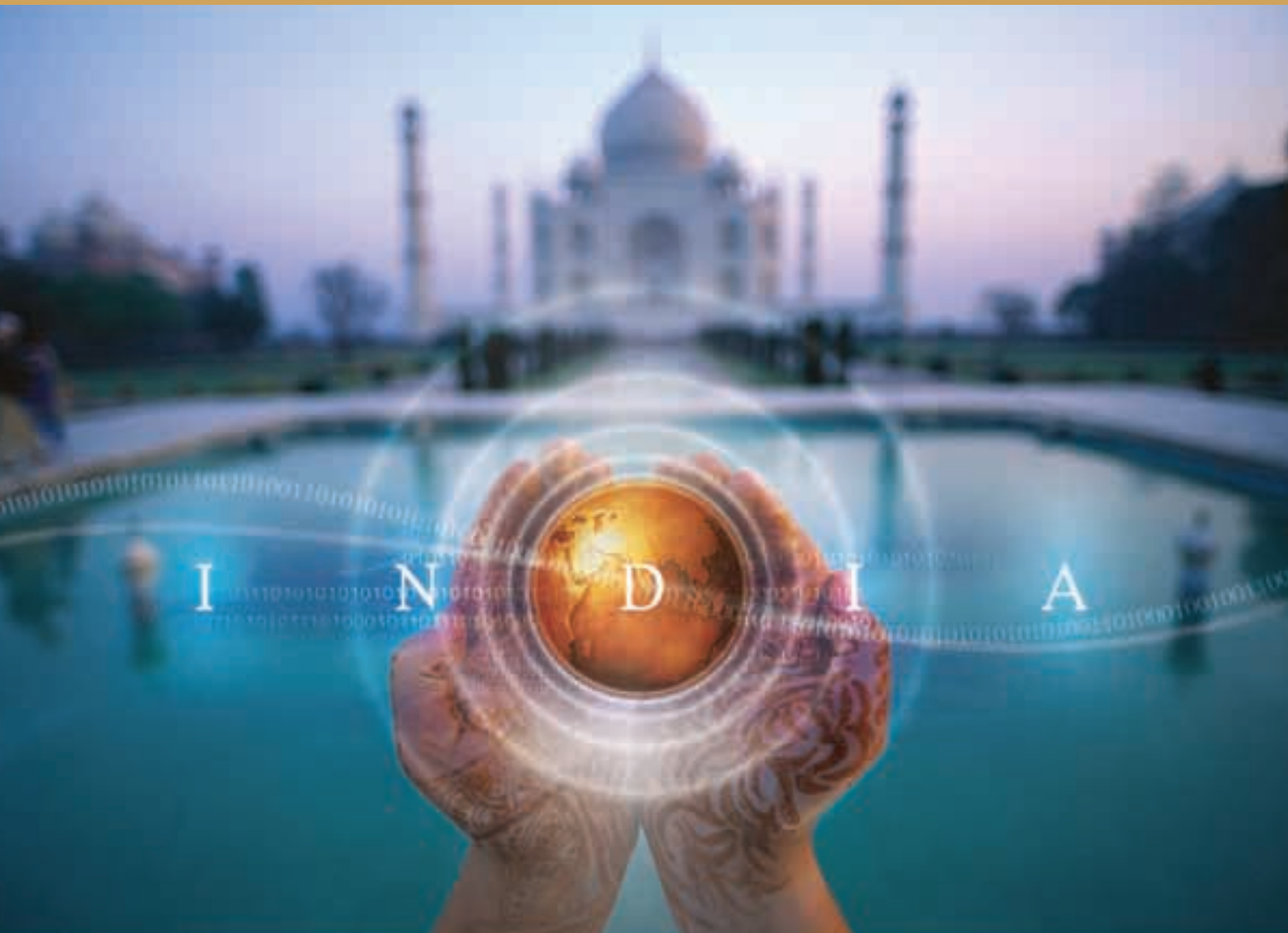


HSBC インド オープン

追加型株式投資信託 / 国際株式型(アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能



HSBC INDIA OPEN

1. この目論見書により行うHSBCインドオープンの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成16年10月29日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成16年11月14日に生じております。また、同法第7条の規定に基づき、有価証券届出書の訂正届出書を平成16年11月30日、平成17年1月14日、平成17年2月3日、平成17年2月17日、平成17年3月31日、平成17年4月14日および平成17年4月25日に関東財務局長に提出しております。
2. HSBCインドオープンの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。従って、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

1. 当ファンドは主として株式などの値動きのある証券に投資するため、組入れ証券の価格の変動などに伴うリスクがあります。また、為替変動に伴うリスクもあります。したがって、当ファンドの運用成果（基準価額）は運用の実績により変動し、投資した資産の減少を含むリスクは当ファンドの受益者に帰属します。
2. 当ファンドは預金保険の対象ではなく、投資元本の保証や一定の成果を約束するものではありません。

目論見書の概要

当概要は、目論見書の証券情報、ファンド情報等を要約したものです。詳細は本文をご覧ください。

ファンドの概要

商 品 分 類	追加型株式投資信託／国際株式型（アジア・オセアニア型） 自動けいぞく投資可能
ファンドのねらい	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にインド共和国（以下「インド」といいます。）の証券取引所に上場している株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主 な 投 資 対 象	HSBC インド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
主 な 投 資 制 限	◆株式への実質投資割合には制限を設けません。 ◆同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
価 額 変 動 リ ス ク	株式等の値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信 託 期 間	平成16年11月30日から無期限
決 算 と 収 益 分 配	原則毎年11月29日に決算（ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日が決算日）を行ない、収益分配方針に基づき分配を行います。自動けいぞく投資コースの受益者の分配金は、税金を差し引いた後、全額無手数料で再投資されます。
お 申 込 単 位 (注1)	◆一般コース・・・1万口以上1万口単位 ◆自動けいぞく投資コース・・・1万円以上1円単位
お 申 込 日	原則、毎営業日可能です。（ただし、お申込日がムンバイ証券取引所（BSE）、ナショナル証券取引所及び香港の証券取引所のいずれかの休場日と同日の場合は受付けを致しません。）
お 申 込 価 額	取得お申込受付日の翌営業日の基準価額
お 申 込 手 数 料 (注2)	販売会社がそれぞれ定める料率とします。ただし、3.675%（税抜3.5%）を上限とします。
途 中 換 金	原則、毎営業日可能です。（ただし、ムンバイ証券取引所（BSE）、ナショナル証券取引所及び香港の証券取引所のいずれかの休場日と同日の場合は受付けを致しません。）
一 部 解 約 価 額	解約お申込受付日の翌営業日の基準価額
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して・・・年率2.10%（税抜2.00%）

（注1）販売会社によっては、お取扱いがどちらか一方のコースとなる場合があります。

（注2）詳しくは目論見書 第一部 証券情報 (6) 申込手数料をご覧ください。

※ ご投資家の皆様におかれましては、商品の内容を十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

有価証券届出書

関東財務局長 殿

平成 16 年 10 月 29 日提出
平成 16 年 11 月 30 日訂正届出書提出
平成 17 年 1 月 14 日訂正届出書提出
平成 17 年 2 月 3 日訂正届出書提出
平成 17 年 2 月 17 日訂正届出書提出
平成 17 年 3 月 31 日訂正届出書提出
平成 17 年 4 月 14 日訂正届出書提出
平成 17 年 4 月 25 日訂正届出書提出

発行者名	HSBC 投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 松田 庄平
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号
事務連絡者氏名	松本英夫
連絡場所	東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号
電話番号	代表 (03) 5203-3980 直通 (03) 5203-3991

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	HSBC インド オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	当初募集期間 上限 500 億円 継続募集期間 上限 2,000 億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称	所在地
該当事項はありません。	

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	11
3 投資リスク	25
4 手数料等及び税金	28
5 運用状況	32
6 管理及び運営	33
第2 ファンドの経理状況	39
1 財務諸表	39
2 ファンドの現況	39
第3 その他	40
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	42

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

HSBC インド オープン(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型 原則無記名式・無額面の追加型株式投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)です。ただし、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行うことができます。

なお、当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得していません。

(3)【発行数】

①当初募集期間：500億口を上限とします。

②継続募集期間：2,000億円相当口を上限とします。

※相当口とは、受益証券1口当たりの各発行価格に各発行数を乗じた金額の合計が2,000億円になる口数をいいます。

(4)【発行価額の総額】

①当初募集期間：500億円を上限とします。

②継続募集期間：2,000億円を上限とします。

(なお、上記金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。)

(5)【発行価格】

①当初募集期間：1口当たり1円

②継続募集期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

(※：「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。)

基準価額については、委託会社(下記をご参照ください。)または販売会社(下記(9)「申込取扱場所」をご参照ください。)に問い合わせることが可能です。

HSBC投信株式会社

電話番号：03-5203-3980

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時、

半日営業日は午前9時～正午まで)

その他、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「インド」の略称で掲載されます。

(注：「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことをいいます。)

(6) 【申込手数料】

お申込口数、お申込金額またはお申込代金等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）に3.675%（税抜3.50%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

販売会社が個別に定める率については、販売会社または委託会社（下記(9)「申込取扱場所」をご参照ください。）へお問い合わせください。

分配金の受取方法により、お申込みには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。（取扱コースについては、販売会社または委託会社（下記(9)「申込取扱場所」をご参照ください。）へお問い合わせください。）なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

「一般コース」を選択した投資者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額を申込代金として申し込みの販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は、申込代金を申し込みの販売会社に支払うものとします。（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は申込代金から差し引かれます。）

なお、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を自動的に再投資する際の買付単位は1口単位となり、無手数料で取扱います。

(7) 【申込単位】

- ① 「一般コース」でお申込みの場合
1万口以上1万口単位
- ② 「自動けいぞく投資コース」でお申込みの場合
1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

取扱いコースおよび申込単位は販売会社によって異なりますので、各販売会社または下記(9)「申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(8) 【申込期間】

当初募集期間に係る申込期間：平成16年11月15日から平成16年11月29日まで

継続募集期間に係る申込期間：平成16年11月30日から平成18年2月27日まで

（継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。）

ただし、お申込みの取扱いは販売会社（下記(9)「申込取扱場所」をご参照ください。）の営業日に限り行われます。

(9) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）については、下記の委託会社にお問い合わせください。

HSBC 投信株式会社
電話番号：03-5203-3980

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時～午後 5 時、
半日営業日は午前 9 時～正午まで)
ホームページ：http://www.hsbc.co.jp/

※なお、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該証券会社または登録金融機関がファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

(10) 【払込期日】

受益証券の取得申込者は、お申込に係る代金を販売会社の指定する期日までに販売会社に支払うものとします。申込期間における各営業日に各販売会社が募集した申込代金の総額は、追加信託の日に各販売会社から委託会社の口座に振り込まれます。委託会社は、当該申込代金総額を当日付をもって受託会社のファンド口座に振込み、追加設定を行います。

(11) 【払込取扱場所】

受益証券の取得申込者は、申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは上記 (9) 「申込取扱場所」の照会先または販売会社にご確認ください。

(12) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(13) 【その他】

① 申込証拠金はありません。

受益証券取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、ファンドの受益証券の取得申込を行います。その際、販売会社は申込成立までに、「総合取引約款」およびファンドの「目論見書」「自動けいぞく投資約款」※等を提示、お渡しいたします。(※販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。)

受益証券申込者は、「目論見書」等を検討の上、販売会社の定める様式に従い手続きを行います(販売会社によっては、ファンドの申込書あるいは販売会社の定める他の書類の提出を求められることがあります。)

取得申込に係る代金を販売会社が指定した期日までにお支払いください。なお、申込代金には利息は付きません。

保護預りを利用する場合は、受益証券取得申込者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結します。無記名式の受益証券は、それを保有している方が受益者となりますから、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

② なお、原則として午後 3 時(年末年始など本邦証券取引所の半休日の場合は午前 11 時)までにお申込が行われ、かつ、販売会社の所定の事務手続きが完了したものを、当日のお申込受付分とします。また、取得申込日がインドの証券取引所(ムンバイ証券取引所(BSE)およびナショナル証券取引所。以下同じ。)、香港の証券取引所のいずれかの休場日の場合にはお申込はできません。

- ③ 証券取引所における取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、委託会社の判断により、取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の取消しまたはその両方を行うことができるものとします。
- ④ 日本以外の地域における発行はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主にインド共和国（以下「インド」といいます。）の証券取引所に上場されている株式に投資するHSBC インド マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

② ファンドの基本的性格

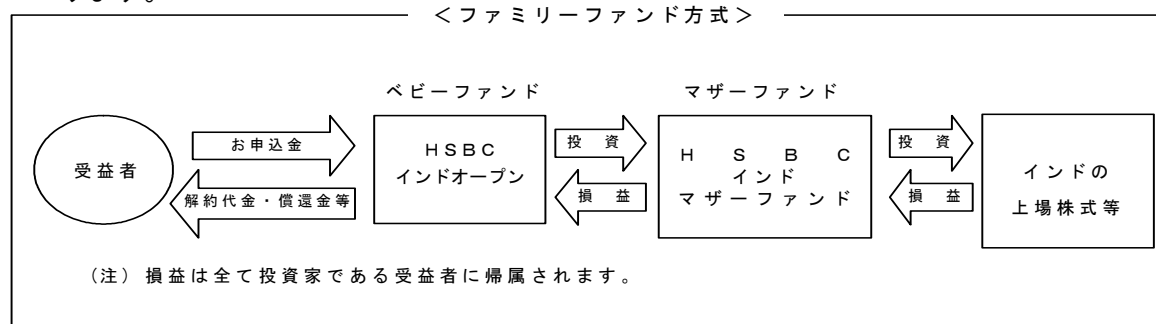
当ファンドは追加型株式投資信託「国際株式型（アジア・オセアニア型）」*に属します。

*「国際株式型（アジア・オセアニア型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「投資信託約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として日本を除くアジア・オセアニアの株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

③ ファンドの特色

1) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドであるHSBCインド マザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、将来、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドへ投資することがあります。



2) S&P/IFC Investable India ※（円ベース）をベンチマークとして、中長期的に当該インデックスを上回る投資成果を目指します。

3) HSBCアセット・マネジメント・グループ（平成17年4月29日にHSBCインベストメントグループにグループ名変更の予定です。以下同じ。）に加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

4) 投資一任契約に基づいて、HSBCアセット・マネジメント香港社（平成17年4月29日にHSBCインベストメント（ホンコン）リミテッドに社名変更の予定です。以下同じ。）にマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。なお、HSBCアセット・マネジメント香港社は、HSBCアセット・マネジメント・インディ

ア・プライベート・リミテッドよりインド株式運用についての投資助言を受けます。

- 5) 原則として為替ヘッジは行いません。
- 6) 実質株式組入比率は原則として高位に維持します。

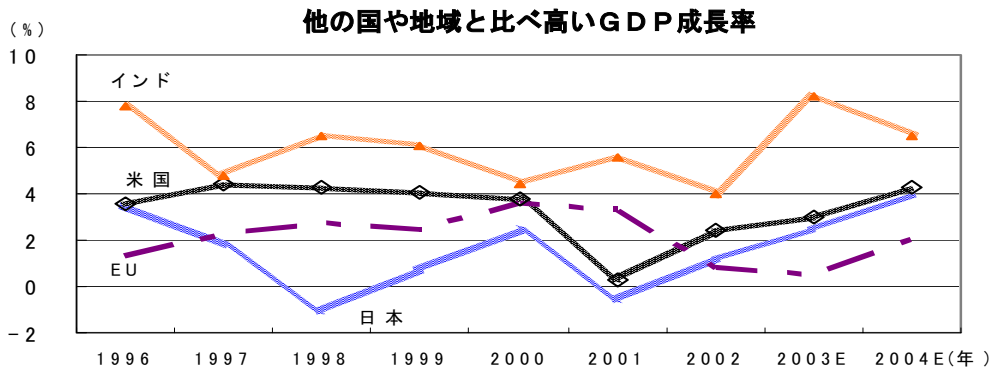
※ S&P/IFC Investable India とは、非居住者がインド株式への投資を行うことを前提として、時価総額、流動性や非居住者に対する各種投資制限（個別株、業種等）等を考慮し算出された時価加重平均インデックス。非居住者が投資可能なインド株式主要 74 銘柄で構成されており、ナショナル証券取引所の時価総額の約 75% をカバーしている。同指数は、当初 IFC（国際金融公社）により管理・計算されていたが、現在はスタンダード&プアーズが管理・計算し日々公表している。（2004 年 6 月末現在）

《10 億人にのぼる世界第 2 位の人口を擁し、経済成長路線を走り始めたインドについて》

概況：

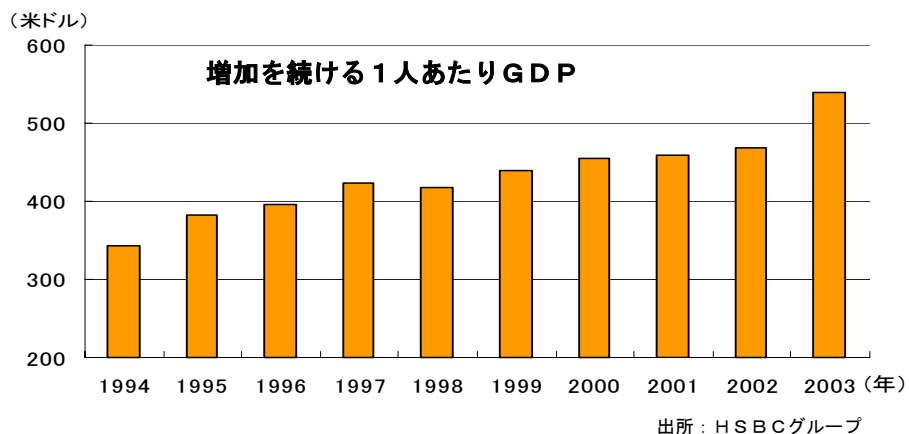
- ・ 10.5 億人を擁する世界第 2 位の人口（60%は 30 歳未満）
- ・ 328 万平方 km（日本の約 9 倍）の国土、7 千 km に及ぶ海岸線に 13 の主要貿易港
- ・ 2300 万人のプロフェッショナル（医師、博士、エンジニア等）を抱える知的資本の宝庫。特にソフトウェア産業では、世界的に重要な役割を担う。
- ・ 独立した司法制度、議会制民主主義国家では世界最大の人口

好調な国内経済と成長を支える要因：

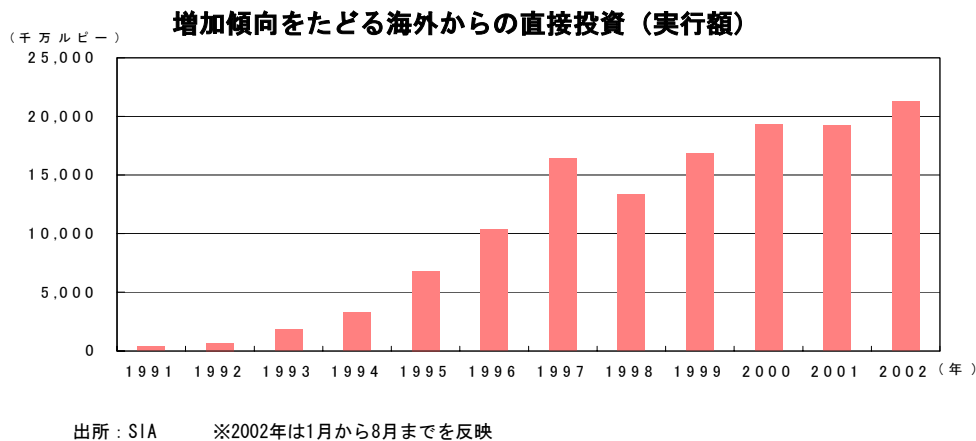


出所：総務省、HSBCグループ
注) Eは予想

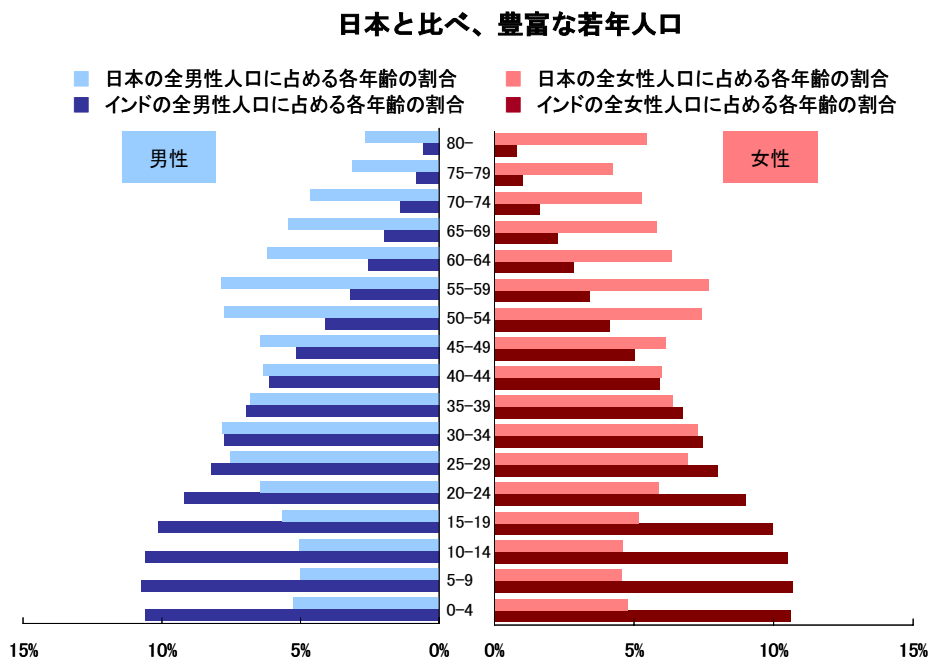
- ◆ 政府による社会基盤整備の拡大：教育施設、保健・衛生関連、高速道路、電力関連
- ◆ 拡大する輸出：伝統的な宝石、繊維産業等に加え、ソフトウェアの輸出が拡大



- ◆所得の増加による消費の拡大：
 - ・ 1人当たりのGDPの伸びに伴い、個人所得が増加
 - ・ ミドルクラスの世帯数の増加（家電製品、バイク、自動車等耐久消費財の販売が拡大）



- ◆豊富な、安価でかつ優秀な労働力が世界の投資を引き付ける
 - ・ 安価で優秀な労働力を背景にIT関連を中心にインドへの投資が進展
 - ・ 国策により、工業団地（ハイテクパーク）の造成や経済特区の設定による外国企業誘致政策



- ◆豊富な若年人口が今後のインドの発展を牽引
 - ・ 3億人を上回る15歳以下の人口
 - ・ 豊富な若年層が今後のインドの労働力の担い手に
 - ・ 経済拡大と共に若年層が今後の消費拡大の牽引役に

《HSBCグループとHSBCアセット・マネジメントについて》

HSBCグループは、1865年に設立され、ロンドンを本拠地とし、世界77の国と地域に9,800以上の拠点を有し25万人を超える従業員を擁する金融グループです。当グループの持株会社の株式は、ロンドン、パリ、ニューヨーク、香港の各市場に上場されています。(2005年2月現在)

HSBCアセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用会社です。ロンドン、ニューヨーク、香港、ムンバイ、東京等、世界主要15拠点において、グローバルな運用を行っています。また、ヨーロッパ、アジア等、地域に特化したファンドの運用にも重点を置いています。世界中から預かった約2,041億米ドル(約21.27兆円:1米ドル=104.21円として計算。)にのぼる顧客資産(2004年12月末現在)は、全世界で280名を超えるプロフェッショナル(ファンドマネージャー、アナリスト等)により運用されています。

世界に広がるHSBCのネットワーク



④ 信託金の限度額

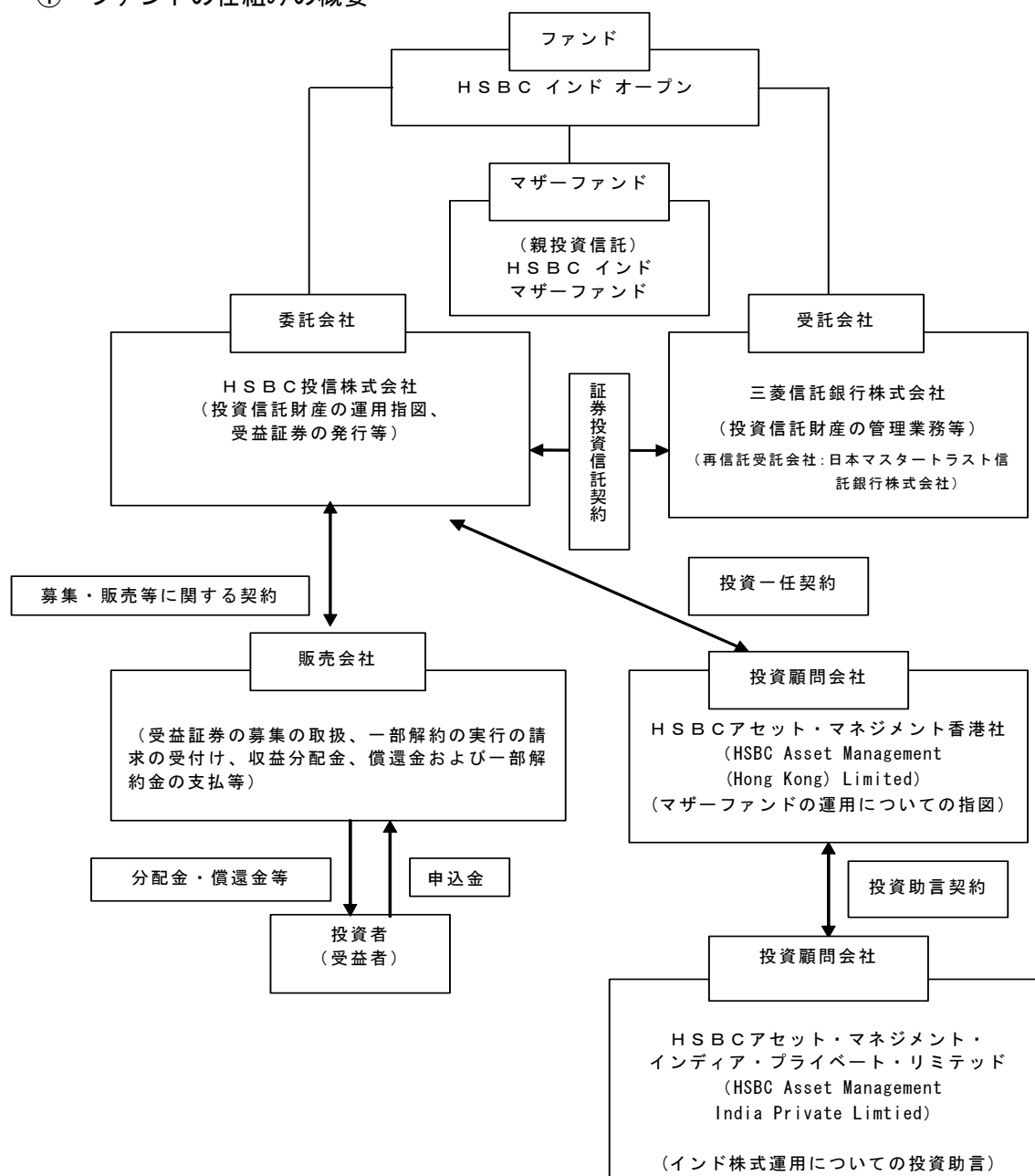
信託金の限度額は、2,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定およびファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組みの概要



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社、販売会社、投資顧問会社）の名称ならびに運営上の役割の概要は次のとおりです。

1) 委託会社：HSBC投信株式会社

当ファンドの委託会社として、投資信託財産の運用指図、受益証券の発行業務、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

2) 受託会社：三菱信託銀行株式会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理業務、受益証券の認証等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

3) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益証券の募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払い事務等を行います。

4) 投資顧問会社：HSBCアセット・マネジメント香港社

委託会社との投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用について投資の指図を行います。なお、HSBCアセット・マネジメント香港社は、HSBCアセット・マネジメント・インディア・プライベート・リミテッドにインド株式運用についての投資助言を受けます。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益証券の募集方法に関する事項等が定められています。

2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社の間では募集・販売等に関する契約が締結されており、受益証券の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

3) 投資顧問会社と締結している契約

投資顧問会社と委託会社の間では投資一任契約が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

④ 委託会社の概況

1) 資本の額（平成17年3月末現在）：495百万円

2) 会社の沿革

昭和60年5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
昭和60年3月12日	投資顧問業の登録
昭和62年6月10日	投資一任契約に係る業務の認可
平成6年2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
平成10年4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年6月16日	証券投資信託委託業の認可
平成15年3月1日	HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成17年4月25日	HSBC投信株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(平成17年3月末現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
HSBCアセット・マネジメント (バハマ) リミテッド ※	バハマ連邦 ニュー・プロビデンス州 ナッソー市 ワン・ベイ・ストリート、 センター・オブ・コマース 306	9,900	100.00

※平成17年4月29日にHSBCインベストメントホールディングス(バハマ)リミテッドに社名変更の予定です。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、主にインド共和国（以下「インド」といいます。）の証券取引所に上場している株式を主たる投資対象とするHSBC インド マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

② 実質投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- 2) 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用（主としてインドの証券取引所に上場されている株式、インドにある取引所に準ずる市場で取引されている株式、またはインド経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分をインド国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資）を直接行うことがあります。
- 3) 上記の証券取引所は、ムンバイ証券取引所(BSE)およびナショナル証券取引所をいいます。ただし、その他の証券取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- 4) S&P/IFC Investable India (円ベース)をベンチマークとして、中長期的に当該インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 5) 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- 6) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 7) 当初設定時（※）および償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります（※：当ファンドは関係当局の各種認可の遅れや送金遅延等技術上の原因から、マザーファンドの主要投資対象であるインドの証券取引所に上場している株式への投資が設定日から若干日数を要する可能性があります。）。
- 8) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 9) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
 - (b) 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - (c) 有価証券オプション取引に係る権利
 - (d) 外国市場証券先物取引に係る権利
 - (e) 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 - (f) 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - (h) 金銭債権 (a、i および k に掲げるものを除く。)
 - (i) 約束手形 (証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除く。)
 - (j) 金融先物取引等に係る権利
 - (k) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるものに係る権利のうち、次に掲げるものの
 - i) 金利先渡取引に係る権利
 - ii) 為替先渡取引に係る権利
 - iii) 直物為替先渡取引に係る権利
 - iv) 店頭金融先物取引に係る権利
 - v) 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 - vi) 為替および金利に係るオプション取引に係る権利
 - (l) 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
- 2) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
- (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - (b) 為替手形
 - (c) 抵当証券
- ② 投資対象とする有価証券の指図範囲等
- 委託会社は、信託金を、HSBC インド マザーファンドの受益証券および次の 1) から 20) までの有価証券に投資することを指図します。
- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)) の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券 (証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。)
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。)
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書 (証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。)
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券 (証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー

- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記 1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 17) 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
- 20) 外国法人に対する権利で前記 19) の権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 実質投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 抵当証券

前記②にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1) から 4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができるものとします。

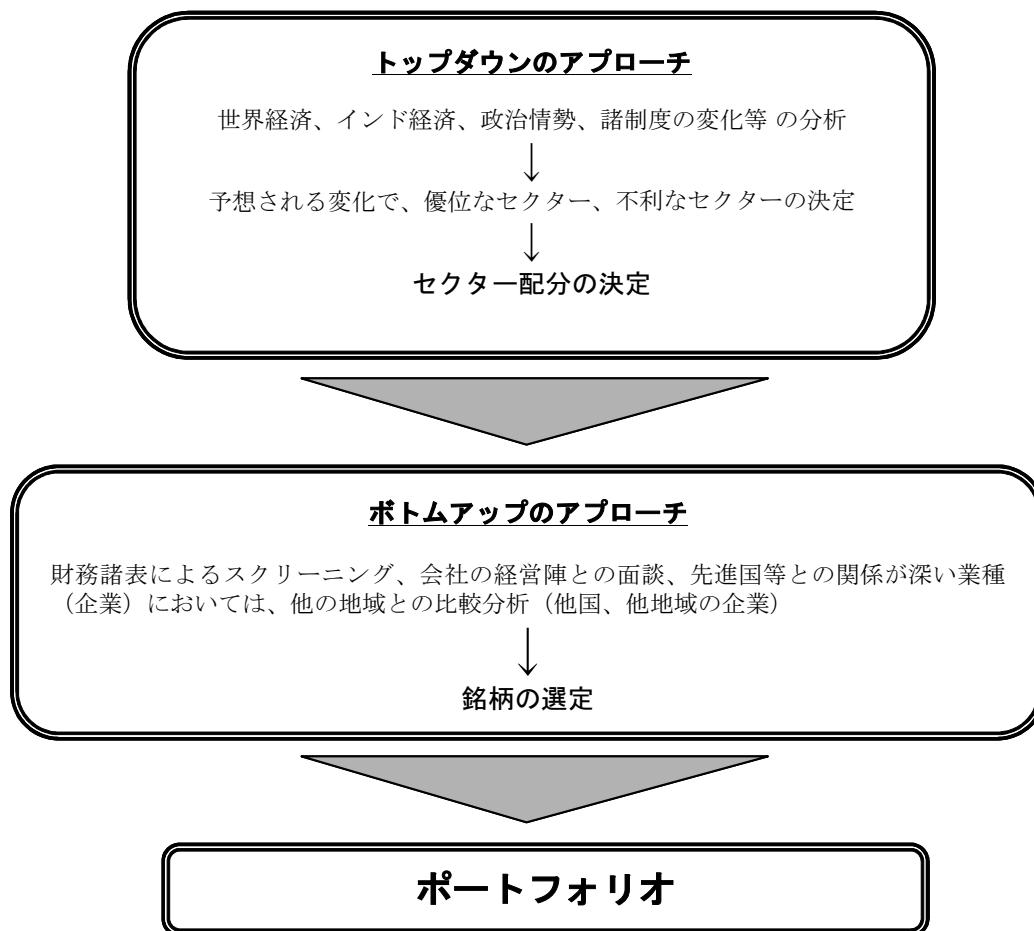
(3) 【運用体制】

当ファンドが主要投資対象としている HSBC インド マザーファンドの運用は、委託会社との投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用委託先である HSBC アセット・マネジメント香港社が行います（なお、HSBC アセット・マネジメント香港社は HSBC アセット・マネジメント・インディア・プライベート・リミテッドよりインド株式運用に関する投資助言を受けます。）。運用委託先は、投資信託約款および投資一任契約の定めにしたがい、マザーファンドの運用を行います。

《HSBCの投資決定プロセス》

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、HSBC では 1 つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクルの分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。

当ファンドの投資プロセス



運用体制等は平成16年9月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年1回の決算時(原則として毎年11月29日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配方式

- 1) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸

経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c) 毎計算期末において、投資信託財産に生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の交付

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目以降から販売会社でお支払いします。受益者が支払い開始日から5年間支払の請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

① HSBC インド オープン約款（以下「投資信託約款」といいます。）は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款「運用の基本方針」）
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款「運用の基本方針」）

3) 投資する株式等の範囲（投資信託約款第24条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前記(a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

4) 同一銘柄の株式等への投資制限（投資信託約款第25条）

(a) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

(b) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(c) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投

資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

- (d) 前記(a)から(c)までにおいて投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます(以下同じ)。
- 5) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(投資信託約款第 22 条第 4 項)
委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 投資信託証券への投資制限(投資信託約款第 22 条第 5 項)
委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 7) 信用取引の指図範囲(投資信託約款第 26 条)
(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
(b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の指図(投資信託約款第 27 条)
(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(証券インデックス・オプション取引を含みます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。
(b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 9) スワップ取引の指図(投資信託約款第 28 条)
(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった

通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間（信託契約締結日から、信託終了日または信託解約の日までをいいます。以下同じ。）を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。
- 1 0) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図（投資信託約款第 29 条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。
- 1 1) 有価証券の貸付の指図および範囲（投資信託約款第 30 条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の(i)および(ii)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとしします。
 - (ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。
 - (b) 前記(a)の(i)および(ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。
- 1 2) 公社債の空売り（投資信託約款第 31 条）
- 委託会社は、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとしします。
- 1 3) 公社債の借入れ（投資信託約款第 32 条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
 - (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内としします。

- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入りに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 前記(a)の借入りに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。
- 14) 外国為替予約の指図および範囲（投資信託約款第34条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 15) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図（投資信託約款第39条）
- 委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 16) 再投資の指図（投資信託約款第40条）
- 委託会社は、前記15)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 17) 資金の借入れ（投資信託約款第41条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 (投資信託約款第 33 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

② 「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」ということがあります。) および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 委託会社は、投資信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。(投信法施行規則第 27 条第 1 項第 5 号)

(a) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。)

(b) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

(c) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

(d) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

2) 委託会社は同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。(投信法第 16 条)

(参考) マザーファンド (HSBC インド マザーファンド) の投資方針

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド (HSBC インド オープン) とし、その資金をマザーファンド (HSBC インド マザーファンド) に投資して、その実質的な運用を行う仕組みを採用しています。

マザーファンドの投資方針は、基本的にはベビーファンドと同じものです。

(1) 投資の基本方針

① 基本方針

当ファンドは、主にインド共和国(以下「インド」といいます。)の証券取引所に上場している株式に投資することにより、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

② 投資態度

1) 主としてインドの証券取引所に上場されている株式、インドにある取引所に準ずる

市場で取引されている株式、またはインド経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分をインド国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資して中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

- 2) 上記の証券取引所は、ムンバイ証券取引所(BSE)およびナショナル証券取引所をいいます。ただし、その他の証券取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式や、投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券)も投資対象とすることがあります。
- 3) 投資一任契約に基づいてHSBCアセット・マネジメント香港社に運用の指図に関する権限を委託します。なお、HSBCアセット・マネジメント香港社は、HSBCアセット・マネジメント・インディア・プライベート・リミテッドよりインド株式運用に対する投資助言を受けます。
- 4) 以下に掲げる有価証券への投資も行います。
 - (a) 転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるもの
 - (b) 優先株
 - (c) 投資信託証券
 - (d) 新株引受権証券および新株予約権証券
- 5) S&P/IFC Investable India(円ベース)をベンチマークとして、中長期的に当該インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 6) 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- 7) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 8) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- 9) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 投資対象

- ① この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (a) 有価証券
 - (b) 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - (c) 有価証券オプション取引に係る権利
 - (d) 外国市場証券先物取引に係る権利
 - (e) 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 - (f) 有価証券店頭オプション取引に係る権利

- (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - (h) 金銭債権 (a、i および k に掲げるものを除く。)
 - (i) 約束手形 (証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除く。)
 - (j) 金融先物取引等に係る権利
 - (k) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるものに係る権利のうち、次に掲げるものの
 - i) 金利先渡取引に係る権利
 - ii) 為替先渡取引に係る権利
 - iii) 直物為替先渡取引に係る権利
 - iv) 店頭金融先物取引に係る権利
 - v) 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 - vi) 為替および金利に係るオプション取引に係る権利
 - (l) 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
- 2) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
- (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - (b) 為替手形
 - (c) 抵当証券
- ② 投資対象とする有価証券の指図範囲等
- 委託会社 (運用についての投資に関する権限を受けた投資顧問会社を含みます。) は、信託金を、次の 1) から 20) までの有価証券に投資することを指図します。
- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券 (証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。)
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。)
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券 (証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。)
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券 (証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国法人の発行する証券または証券で、前記 1) から 11) までの証券または証券の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券 (証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)

- 14) 投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 17) 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
- 20) 外国法人に対する権利で前記 19) の権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品の運用指図

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 抵当証券

前記②にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1) から 4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができるものとします。

(3) 主な投資制限

- 1) 株式への投資には制限を設けません。（マザーファンド約款「運用の基本方針」）
- 2) 外貨建資産への投資には制限を設けません。（マザーファンド約款「運用の基本方針」）
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。（マザーファンド約款第 14 条第 4 項）
- 4) 同一銘柄への株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（マザーファンド約款第 18 条第 1 項）
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。（マザーファンド約款第 18 条第 2 項）
- 6) 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。（マザーファンド約款第 14 条第 5 項）
- 7) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（マザーファンド約款第 18 条第 3 項）
- 8) 公社債の空売りは行わないものとします。（マザーファンド約款「運用の基本方針」）
- 9) 先物取引等の運用指図（マザーファンド約款第 20 条）
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内にお

いて行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含みます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 10) スワップ取引の運用指図（マザーファンド約款第21条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（マザーファンド約款第22条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 信用取引（マザーファンド約款第19条）
- (a) 委託会社は投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（マザーファンド約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

1 4) 公社債の借入れ (マザーファンド約款第 25 条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記 (a) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 (b) の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記 (a) の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

1 5) 外国為替予約 (マザーファンド約款第 27 条)

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記 (a) の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記 (b) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドのリスク

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

① 価格変動リスク

当ファンドは、主として株式等値動きのある証券に投資しますので、基準価額は株式市場の動向等により変動します。株式市場が下落する局面では、同じように基準価額も下落する傾向があります。当ファンドは、金融機関の預金とは異なり投資元本が保証されているものではなく、また、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下降の波があり、これが繰り返される傾向にあります。現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります、基準価額の下落要因となります。

3) 解約資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

4) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、通貨規制、資本規制、また天災地変等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、方針に沿った運用が困難になることがあります。

6) 投資対象国における税制変更に関するリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてインドの証券取引所に上場している株式を主要な投資対象としており、インド株式等への投資部分に対してはインドの税制に従って課税されます。平成16年10月29日現在、インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して10%のキャピタル・ゲイン課税が適用されております。将来これらの税率、課税方法が変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

7) その他

当ファンドが投資する公社債、および短期金融商品に債務不履行が発生した場合、または予測される場合には、当該公社債および短期金融商品の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

② デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

③ 法令・税制・会計等の変更の可能性にかかわる留意点

法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。

④ その他の留意点

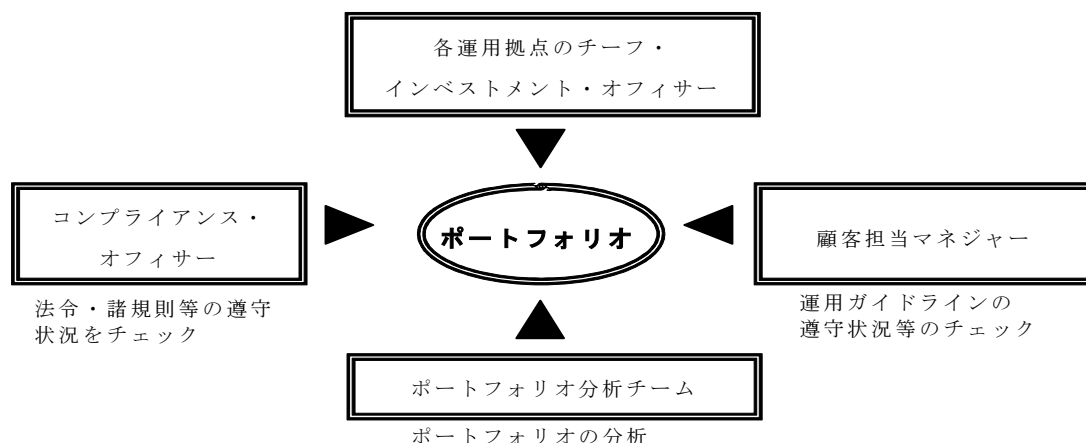
取得申込者から販売会社に申込金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込みが現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつ、その後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益証券および受益証券上のいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払いは全て販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用ガイドラインの遵守状況およびパフォーマンス等をチェック



投資リスクの管理は、各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、コンプライアンス・オフィサー、顧客担当マネジャー、ロンドンに本拠を置くポートフォリオ分析チームによる複眼的な管理体制を採っております。

また、効率的な管理を行うためにポートフォリオモニタリングシステムが整備されており、各担当者が共通のインフラにアクセスして投資リスクを管理する体制となっております。

各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）は、主に運用ガイドラインの遵守およびパフォーマンス等のポートフォリオの運用状況の管理を行います。

コンプライアンス・オフィサーは運用部門からは完全に独立しており、法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っております。

顧客担当マネジャーは、主にポートフォリオモニタリングシステムを通じ、ポートフォリオの運用状況を把握しており、必要な場合、運用部門に対し改善を求める権限を持っております。改善の要求と結果は、コンプライアンス・オフィサーにも同様に報告されます。

ポートフォリオ分析チームは、ポートフォリオの各種リスク特性を示す要因分析を行い定期的にチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、担当ファンドマネジャー、コンプライアンス・オフィサー、顧客担当マネジャーに対し分析結果が報告されます。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査・監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則および社内業務規程に則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

※ 投資リスクに対する管理体制は、平成 16 年 9 月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込口数、お申込金額またはお申込代金等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.50%) を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が加算されております。販売会社が個別に定める率については、販売会社または下記の委託会社へお問い合わせください。

HSBC 投信株式会社

電話番号：03-5203-3980

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時～午後 5 時、

半日営業日は午前 9 時～正午まで)

ホームページ：<http://www.hsbc.co.jp/>

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合がありますので、詳しくは各販売会社または上記照会先までにお問い合わせください。

「一般コース」を選択した投資者は、申込金額 (取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 取得申込の口数) に、申込手数料 (税込) を加算した額を申込代金として販売会社に支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は、申込代金を申し込みの販売会社に支払うものとします。(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は申込代金から差し引かれます。)

なお、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を自動的に再投資する際の買付単位は 1 口単位となり、無手数料で取扱います。

(2) 【換金 (解約) 手数料】

換金 (解約) 請求には手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 2.10% (税抜年 2.00%) の率を乗じて得た金額を費用として計上します。信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

② 前記の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年 1.26% (税抜年 1.20%)	年 0.735% (税抜年 0.70%)	年 0.105% (税抜年 0.10%)

なお、委託会社の報酬には、HSBC アセット・マネジメント香港社への投資顧問報酬 (年 0.40%) が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。(ただし、これらに限定されるものではありません。)

- ① 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- ② 外貨建資産の保管費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ④ 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、ならびに受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑤ その他以下の諸費用
 - 1) 受益証券の管理事務に関連する費用(券面の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。)
 - 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3) 目論見書および要約目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4) 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 6) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記⑤記載の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受けるとき、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受けるとき、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けるときもできます。かかる諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

委託会社は、かかる諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、投資信託財産の純資産総額に年率0.2%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、投資信託財産から支弁を受けるものとします。委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、年率0.2%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記④の信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

① 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）をご参照ください。）

② 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆ 個人、法人別の課税の取扱いについて**① 個人の受益者に対する課税****1) 収益分配金に対する課税**

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金について、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

2) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、一部解約時の一部解約金または償還時の償還金が個別元本を下回っている場合には確定申告を行うことにより、当該損金額を株式等の売買益と通算（損益通算）することができます。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以降は、上記の 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率は 20%（所得税 15%および地方税 5%）となることが予定されています。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは所得税 7%（地方税の徴収はありません。）となります。なお、平成 20 年 4 月 1 日以降は所得税 15%（地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となることが予定されています。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

※ 源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

（注）上記の内容は平成 16 年 9 月末現在のものであり、税法等が改正された場合には、変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

当ファンドは、平成 16 年 11 月 30 日から運用を開始するため、平成 16 年 10 月 29 日現在、記載すべき事項はありません。

- (1) 【投資状況】 該当事項はありません。
- (2) 【運用実績】 該当事項はありません。
 - ① 【純資産の推移】 該当事項はありません。
 - ② 【分配の推移】 該当事項はありません。
 - ③ 【収益率の推移】 該当事項はありません。
- (3) 【設定及び解約の実績】 該当事項はありません。

6【管理及び運営】

(1)【資産管理等の概要】

①【資産の評価】

1) 基準価額の計算方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社で入手できます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞朝刊にも「インド」の略称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが公表されます。

基準価額に関しては、販売会社または下記の委託会社へお問い合わせください。

HSBC 投信株式会社

電話番号：03-5203-3980

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時、
半日営業日は午前9時～正午まで）

②【申込（販売）手続等】

1) 受益証券の取得申込者は、原則として、申込期間中の販売会社の各営業日の営業時間内に、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は、1万円以上1円単位で購入することができます。（取扱いコースおよび申込単位は販売会社によって異なります。詳細につきましては、各販売会社または上記の委託会社へお問い合わせください。）取得申込の受付は、営業日の午後3時（年末年始など本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに、取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱い、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、取得申込日がインド、香港の証券取引所のいずれかの休場日の場合には、取得申込の受付は行いません。証券取引所における取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託会社の判断により、取得申込の受付の中止、すでに受け付けた取得申込の取消またはその両方を行うことができます。

2) 「一般コース」を選択した場合には、申込代金（販売価額）は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額となります。「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、申込代金を申し込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は、申込代金から差し引かれます。）。上記にかかわらず、「自動けい

ぞく投資コース」で収益分配金を自動的に再投資する際の買付単位は 1 口単位となり、無手数料で取扱います。

③【換金（解約）手続等】

信託期間中の換金は、原則としていつでも可能です。ただし、一部解約の実行の請求日がインド、香港の証券取引所のいずれかの休場日の場合には、一部解約の実行の請求は受付けません。換金の方法は、信託契約の一部解約の実行の請求となります。受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に 1 万口単位（別に定める契約に係る受益証券については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し受益証券をもって行うものとします。一部解約の実行の請求の受付は、販売会社の営業日の午後 3 時（年末年始のような本邦証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに、一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として扱い、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。一部解約の価額は、一部解約の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。受益者の受取金額は、基準価額に一部解約口数を乗じて得た金額から基準価額が個別元本^{※1}を超えている場合には、その超過額に一部解約口数を乗じて得た額に対する所得税および地方税額を差し引いた金額^{※2}となります。当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目以降から販売会社の各営業所等において受益者に支払います。

※1 「個別元本とは」、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳細は、前記第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 「課税上の取扱い」をご参照ください。

※2 源泉税額は、個人の受益者については 10%（所得税 7% および地方税 3%）、法人の受益者については 7%（所得税 7%）となります。なお、平成 20 年 4 月 1 日以降は、個人の受益者については 20%（所得税 15% および地方税 5%）、法人の受益者については 15%（所得税 15%）となることが予定されております。

また、上記の税率は平成 16 年 9 月末現在のものであり、税法等の改正により、変更になることがあります。

解約価額は、毎営業日に計算され、販売会社または下記の委託会社への問い合わせが可能です。

HSBC 投信株式会社

電話番号：03-5203-3980

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時～午後 5 時、

半日営業日は午前 9 時～正午まで）

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等）

が発生したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして上述に準じて計算された価額とします。

④【保管】

受益者は、自動けいぞく投資契約または保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。

保護預りの場合、受益証券は混蔵保管され、受益者に対しては販売会社から預り証等が交付されます。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。盗難や紛失等の事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めします。

なお、委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

また、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記の受益証券の再交付の手続きを準用します。受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

⑤【信託期間】

ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記⑦その他 1) 信託の終了(a)、(g)、(h)および(j)に該当する事由が生じた場合には、信託を終了することができます。

⑥【計算期間】

原則として、毎年11月30日から翌年11月29日までとします。上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、上記にかかわらず、最終計算期間の終了日は、下記⑦その他 1) 信託の終了(a)、(g)、(h)および(j)に該当した信託期間の終了日とします。

⑦【その他】

1) 信託の終了

次の場合は信託終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付

したときは、原則として、公告を行いません。

- (c) 前記 (b) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記 (c) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 (a) の信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記 (c) から (e) までの事項は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 (c) の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (g) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 前記 (h) にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記 2) の (d) に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社の間において存続します。
- (j) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、下記 2) の投資信託約款の変更にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 投資信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記 (a) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記 (b) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記 (c) の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 (a) の投資信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、当該投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記 (a) から (e) までの事項にしがいます。

3) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、当事者の別段の意思表示の無い限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「投資一任契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、当事者の別段の意思表示の無い限り、原則として解約するまで効力を有するものとします。各々の契約書は当事者間の合意により変更することができます。

5) 運用報告書

委託会社は、ファンドの毎計算期間終了日毎および信託終了のときに運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

6) 反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または投資信託約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、委託会社に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(2) 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益権の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日(決算日が休業日の場合は当該決算日の翌営業日)から起算して5営業日目以降)から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います(一般コースの場合)。収益分配金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき(一般コースの場合)は、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

なお、自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づいて無手数料で再投資されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目以降)から受益証券と引換えに受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。受益者への支払いについては、委託会社は当該販売会社に対する支

払いをもって免責されるものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしがたって請求することができます。一部解約金の支払いは、販売会社の各営業所等において行うものとします。受益者への支払いについては、委託会社は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。

④ 反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または投資信託約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第 2 【ファンドの経理状況】

当ファンドは、平成 16 年 11 月 30 日より運用を開始する予定であり、平成 16 年 10 月 29 日現在、何ら資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あずさ監査法人が行う予定です。

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成され、有価証券報告書に記載されます。

1. 【財務諸表】

記載すべき事項はありません。

2. 【ファンドの現況】

記載すべき事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、凶案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する他、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。また、目論見書の裏表紙に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (2) 目論見書の巻末または冒頭に用語解説等を記載することがあります。
- (3) 以下の趣旨の事項を目論見書に記載することがあります。

<投資信託の仕組み>

投資信託は、多数の投資家のみなさまからお預かりした資金を、みなさまのために利殖の目的で、専門の機関が株式や公社債などの有価証券に投資し、運用の成果を全てみなさまにお返すものです。

- ・ お預かりした資金を大きな資金にまとめ、分散投資します。
- ・ 運用は専門の機関が行います。
- ・ 運用成果は全て投資家のみなさまのものとなります。
- ・ 投資信託財産の保管・管理は、信託銀行が行います。

<投資信託の特徴>

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本を保証するものではありません。
- ・ 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者が負うことになります。
- ・ 登録金融機関は、証券会社と異なり、投資者保護基金には加入していません。
- ・ お申込みの際は目論見書をご覧ください。

- (4) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (5) 当ファンドの約款の全文を目論見書の巻末等に記載することがあります。
- (6) 要約目論見書（本件届出の効力発生後は要約目論見書）を使用することがあります。添付書類（要約目論見書）を特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口に規定する書類（要約目論見書）として、以下にしがたい使用します。

（有価証券届出書の効力発生日については、決定次第記載します。）

- (a) 要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。
- (b) 要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また写真、イラストおよびキャッチコピーを付加して使用することがあります。
- (c) 運用実績として、ファンドの基準価額および対象ベンチマークの推移・騰落率、純資産総額の推移、銘柄構成、分配金実績の推移を文章、数値、表またはグラフで表示することがあります。その際、ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の結果を約束するものではない旨を注記します。
- (d) ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、保有株式の業種別、保有上位株式毎の組入比率、ならびに産業等に関する説明を、文章、数値、表またはグラフで表示することがあります。
- (e) ファンドに関する情報として、委託会社等に関する情報（ロゴマーク、プロフィールを含みます。）およびファンドマネージャー、運用チーム、アナリストチームに関する情報（写真、肩書き、プロフィール等を含みます。）を記載することがあります。情報

- は適宜更新されます。また、投資ステップ、運用プロセスの概念図のイメージ図を付加して使用することがあります。
- (f) 要約目論見書に関係法人のロゴマークを記載することがあります。
 - (g) 投信評価機関、投信評価会社等によるファンドに関する評価を使用したり、評価データ等を含むレポートを表示することがあります。
 - (h) 次の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。
 - イ) 当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は全て受益者に帰属します。
 - ロ) 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は投資元本および利息の保証はありません。
 - ハ) 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ニ) 証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ホ) お申込みの際には目論見書をご覧ください。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

- ① 当ファンドの受益証券は原則として無記名式ですが、受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。ただし、販売会社と保護預り契約を締結した受益者の受益証券に関しては、全て当該販売会社に大券をもって混蔵保管されるため、委託会社は当該受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更は行いません。
- ② 記名式受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。名義書換は、委託会社で行うものとし、手数料は徴しません。

取扱場所：HSBC投信株式会社

(住所)：東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

なお、名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益証券の譲渡制限は設けておりません。

追加型証券投資信託

HSBC インド オープン

約 款

HSBC 投信株式会社

追加型証券投資信託
HSBC インド オープン
－運用の基本方針－

投資信託約款第 23 条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

HSBC インド マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- ② 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用（主としてインド共和国（以下「インド」といいます。）の証券取引所に上場されている株式、インドにある取引所に準ずる市場で取引されている株式、またはインド経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分をインド国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資）を直接行うことがあります。
- ③ 上記の証券取引所は、ムンバイ証券取引所（BSE）およびナショナル証券取引所をいいます。ただし、その他の証券取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- ④ S&P/IFC Investable India（円ベース）をベンチマークとして、中長期的に当該インデックスを上回る投資成果を目指します。
- ⑤ 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 当初設定時および償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われなかったことがあります。
- ⑧ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証

券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

- ⑨ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 資金借入は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑨ 公社債の空売りは行わないものとします。
- ⑩ 有価証券先物取引等は投資信託約款第27条の範囲内で行います。
- ⑪ スワップ取引は投資信託約款第28条の範囲内で行います。
- ⑫ 金利先渡取引および為替先渡取引は投資信託約款第29条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 HSBC インド オープン 約 款

[信託の種類、委託者および受託者]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、HSBC投信株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者とします。

[信託事務の委託]

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

[信託の目的および金額]

第3条 委託者は、金 2,199,926,867 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第5条 この信託期間は、信託契約締結日から、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

[受益証券の取得申込みの勧誘の種類]

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に定める公募により行われます。

[当初の受益者]

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、2,199,926,867 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第32条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から

負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第 34 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時異なる受益権の内容]

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益証券の発行]

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。ただし、第 14 条第 2 項の規定により発行する受益証券は、収益分配金交付票が付かないものとします。

[受益証券の発行についての受託者の認証]

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

[受益証券の申込単位および価額]

第 13 条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 11 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。なお、取得申込日がインド、香港の証券取引所のいずれかの休場日の場合には、受益証券の取得申込には応じないものとします。ただし、第 49 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

- ② 受益証券の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 3 項に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、第 3 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ④ 第 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の販売価額は、第 44 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込の受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込を取り消すことができます。

[受益証券の種類]

第14条 委託者の発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の8種類とします。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約および保護預り契約に基づいて当該証券会社および登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

[受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続]

第15条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第44条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

[記名式の受益証券譲渡の対抗要件]

第16条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[無記名式の受益証券の再交付]

第17条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

[記名式の受益証券の再交付]

第18条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

[受益証券を毀損した場合等の再交付]

第19条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

[受益証券の再交付の費用]

第20条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

[投資の対象とする資産の種類]

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) 有価証券指数等先物取引に係る権利

- (3) 有価証券オプション取引に係る権利
 - (4) 外国市場証券先物取引に係る権利
 - (5) 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 - (6) 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - (8) 金銭債権（(1)、(9)および(11)に掲げるものを除く。）
 - (9) 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）
 - (10) 金融先物取引等に係る権利
 - (11) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるものに係る権利のうち、次に掲げるもの
 - i) 金利先渡取引に係る権利
 - ii) 為替先渡取引に係る権利
 - iii) 直物為替先渡取引に係る権利
 - iv) 店頭金融先物取引に係る権利
 - v) 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 - vi) 為替および金利に係るオプション取引に係る権利
 - (12) 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
- (1) 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - (2) 為替手形
 - (3) 抵当証券

[運用の指図範囲等]

第22条 委託者は、信託金を、主として、HSBC投信株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるHSBCインドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）
 17. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
 - ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証

券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[運用の基本方針]

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

[投資する株式等の範囲]

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[同一銘柄の株式等への投資制限]

第25条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ③ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ④ 前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

[信用取引の指図範囲]

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図・目的]

- 第 27 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含みます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図・目的]

- 第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]

- 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢

金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

第30条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

[公社債の空売り]

第31条 委託者は、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

[公社債の借入れ]

第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図および範囲]

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

[保管業務の委任]

第 35 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

[有価証券の保管]

第 36 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

[混蔵寄託]

第 37 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

[投資信託財産の表示および記載の省略]

第 38 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

[一部解約の請求および有価証券の売却等の指図]

第 39 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第 40 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

第 41 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10% を超えないことと

します。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第 42 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第 43 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第 44 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 30 日から翌年 11 月 29 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

[投資信託財産に関する報告]

第 45 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

[信託事務の諸費用等]

第 46 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益証券の管理事務に関連する費用（券面の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。）
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および要約目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項の諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
 - ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
 - ⑤ 第 3 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。
 - ⑥ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

[信託報酬等の額]

- 第 47 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 200 の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
 - ④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た金額とします。

[収益の分配方式]

- 第 48 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として

積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の販売を行います。
- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として 5 営業日目以降から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害については、その責を負わないものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]

第 50 条 受託者は、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日の前日までおよび前条第 2 項に規定する交付開始日までに、償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日の前日まで、一部解約金については前条第 4 項に規定

する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

第 51 条 受益者が、収益分配金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第 52 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約に係る受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の場合の一部解約の実行の請求日がインド、香港の証券取引所のいずれかの休場日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

[信託契約の解約]

第 53 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らない

ものとしします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

[委託者の認可取消等に伴う取扱い]

第55条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

[委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第56条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

[受託者の辞任に伴う取扱い]

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[投資信託約款の変更]

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に

対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産を持って買い取るべき旨を請求することができます。

[公告]

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[投資信託約款に関する疑義の取扱い]

第61条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年11月30日

委託者 東京都中央区日本橋三丁目11番1号
HSBCビルディング
HSBC投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱信託銀行株式会社

親投資信託

HSBC インド マザーファンド

約 款

HSBC 投信株式会社

親投資信託
HSBC インド マザーファンド
－運用の基本方針－

投資信託約款第 15 条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主にインド共和国（以下「インド」といいます。）の証券取引所に上場している株式に投資することにより、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてインドの証券取引所に上場している株式を投資対象とします。また、投資対象企業の ADR(米国預託証券)や GDR（グローバル預託証券）も投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① この投資信託は、主としてインドの証券取引所に上場されている株式、インドにある取引所に準ずる市場で取引されている株式、またはインド経済の発展と成長に係わる企業及び収益のかなりの部分をインド国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資して中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。
- ② 上記の証券取引所は、ムンバイ証券取引所（BSE）およびナショナル証券取引所をいいます。ただし、その他の証券取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式や、投資対象企業の ADR（米国預託証券）や GDR（グローバル預託証券）も投資対象とすることがあります。
- ③ 投資一任契約に基づいて H S B C アセット・マネジメント香港社（HSBC Asset Management (Hong Kong) Limited）（平成 17 年 4 月 29 日に H S B C インベストメンツ（ホンコン）リミテッド（HSBC Investments (Hong Kong) Limited）に社名変更の予定です。平成 17 年 4 月 29 日以降は H S B C インベストメンツ（ホンコン）リミテッド（HSBC Investments (Hong Kong) Limited）に読み替えるものとします。）に運用の指図に関する権限を委託します。
- ④ 以下に掲げる有価証券への投資も行います。
 - － 転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるもの
 - － 優先株
 - － 投資信託証券

－ 新株引受権証券および新株予約権証券

- ⑤ S&P/IFC Investable India (円ベース)をベンチマークとして、中長期的に当該インデックスを上回る投資成果を目指します。
- ⑥ 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- ⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑧ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- ⑨ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑧ 公社債の空売りは行わないものとします。
- ⑨ 有価証券先物取引等は投資信託約款第 20 条の範囲内で行います。
- ⑩ スワップ取引は投資信託約款第 21 条の範囲内で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は投資信託約款第 22 条の範囲内で行います。

親投資信託
HSBC インド マザーファンド
約 款

[信託の種類、委託者および受託者]

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、HSBC投信株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者とします。

[信託事務の委託]

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

[信託の目的および金額]

第3条 委託者は、金2,199,926,867円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第5条 この信託期間は、信託契約締結日から第45条第1項および第2項、第46条第1項、第47条第1項ならびに第49条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

[受益証券の取得申込みの勧誘の種類]

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

[受益者]

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするHSBC投信株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

[受益権の分割および再分割]

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については2,199,926,867口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

[追加信託金の計算方法]

第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② 投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 27 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時異なる受益権の内容]

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益証券の発行]

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者の発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

[受益証券の発行についての受託者の認証]

第 12 条 委託者は、前条第 1 項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

[投資の対象とする資産の種類]

第 13 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - (3) 有価証券オプション取引に係る権利
 - (4) 外国市場証券先物取引に係る権利
 - (5) 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 - (6) 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - (8) 金銭債権（(1)、(9)および(11)に掲げるものを除く。）
 - (9) 約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除く。）
 - (10) 金融先物取引等に係る権利
 - (11) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるものに係る権利のうち、次に掲げるもの
 - i) 金利先渡取引に係る権利
 - ii) 為替先渡取引に係る権利
 - iii) 直物為替先渡取引に係る権利
 - iv) 店頭金融先物取引に係る権利
 - v) 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 - vi) 為替および金利に係るオプション取引に係る権利
 - (12) 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの

2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- (1) 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
- (2) 為替手形
- (3) 抵当証券

[運用の指図範囲等]

第14条 委託者（第16条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第25条まで、第27条および第32条から第34条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証券（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
17. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証券、第12号および第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証

券および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

[運用の基本方針]

第 15 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

[運用の権限委託]

第 16 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

HSBCアセット・マネジメント香港社

(HSBC Asset Management (Hong Kong) Limited)

(平成 17 年 4 月 29 日に HSBC インベストメンツ (ホンコン) リミテッド (HSBC Investments (Hong Kong) Limited) に社名変更の予定です。平成 17 年 4 月 29 日以降は HSBC インベストメンツ (ホンコン) リミテッド (HSBC Investments (Hong Kong) Limited) に読み替えるものとします。)

HSBC Main Building, 1 Queen's Road Central, Hong Kong

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬より、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、当該信託の投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た額とします。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

第 17 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[同一銘柄の株式等への投資制限]

第 18 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ③ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

[信用取引の指図範囲]

第 19 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

[先物取引等の運用指図・目的]

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含みます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

[スワップ取引の運用指図・目的]

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]

第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付の指図および範囲]

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売り]

第24条 委託者は、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

[公社債の借入れ]

第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図および範囲]

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ん。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

[保管業務の委任]

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

[有価証券の保管]

第 29 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

[混蔵寄託]

第 30 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

[投資信託財産の表示および記載の省略]

第 31 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

[有価証券の売却等の指図]

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第 33 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[損益の帰属]

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第 35 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 30 日から翌年 11 月 29 日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

[投資信託財産に関する報告]

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

[信託事務の諸費用]

第 38 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

[信託報酬]

第 39 条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

[利益の留保]

第 40 条 投資信託財産から生じる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

[追加信託金および一部解約金の計理処理]

第 41 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

[償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責]

第 42 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[償還金の支払時期]

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

[一部解約]

第 44 条 委託者は、受益者の請求があった場合は、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の投資信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

[信託契約の解約]

第 45 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対

して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないもの
とします。

- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二
分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨および
その理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対
して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則
として、公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する
場合には適用しません。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に
したがって、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするとき
は、第50条の規定にしたがいます。

[委託者の認可取消等に伴う取扱い]

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止
したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の
投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に
該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者の間において存続します。

[委託者の営業譲渡および承継に伴う取扱い]

第48条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託
契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴
い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

[受託者の辞任に伴う取扱い]

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、
委託者は第50条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託
を終了させます。

[投資信託約款の変更]

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発
生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができる
ものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出
ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、
変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書
面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、こ
の投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし
て、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対
して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものと
します。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二
分の一を超えるとときは、第1項の投資信託約款の変更を行ないません。

- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

第 51 条 第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、第 45 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

[利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付]

第 52 条 委託者は、投資信託及び投資信託法人に関する法律第 28 条第 1 項に定める書面を交付しません。

[運用報告書]

第 53 条 委託者は、投資信託及び投資信託法人に関する法律第 33 条に定める運用報告書を交付しません。

[公告]

第 54 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[投資信託約款に関する疑義の取扱い]

第 55 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 11 月 30 日

委託者 東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号
HSBCビルディング
HSBC投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱信託銀行株式会社

HSBC 